

ボランティア活動振興事業助成金交付要綱

社会福祉法人小布施町社会福祉協議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティア活動を振興し、地域福祉の推進を図るための事業に要する経費に対して、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者、対象事業・経費および限度額)

第2条 助成金交付の対象者は、小布施町ボランティアセンターに登録する団体および個人とする。

2 助成金交付の対象事業・経費および限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(申請)

第3条 助成金交付の申し込みは、ボランティア活動振興事業助成金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、対象事業年度の6月末日とする。

(助成金額の決定)

第4条 前条に定める申請書の書類審査は小布施町社会福祉協議会事務局で行なう。

2 助成金の決定方法は、別に定める。

3 決定した団体等への通知は、ボランティア活動振興事業助成金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(事業の変更等の申請)

第5条 申請者は、事業内容等を変更しようとする場合は、速やかに小布施町社会福祉協議会長(以下、「会長」という。)に報告して承認を受けるものとする。

2 前項の規定による承認の申し込みは、ボランティア活動振興事業変更承認申請書(様式第3号)によるものとする。

(実績報告)

第6条 実施した事業の実績報告は、ボランティア活動振興事業実績報告書(様式第4号)によるものとし、支出項目に係る領収書等を添付するものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日または助成金交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い方とする。

(請求)

第7条 助成金の請求は、ボランティア活動振興事業助成金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月10日から施行する。
- 2 第3条第2項に定める申請書の提出期限は、平成19年度においては平成19年7月末日とする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。(第2条、第3条、第4条関係)

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。(別表、様式第1号)

別 表

対象事業・経費および助成額

対象事業	対象経費（飲食費は除く）	限度額
(1) 高齢者への活動	高齢化社会を迎え、高齢者が地域の中で幸せな生活を送るために、高齢者自らの社会参加を含めた共助活動等の拡大を重点に、友愛訪問活動、生活援助活動、世代間交流等の活動に要する材料費、印刷費等の経費	30,000円 ※ただし同一の事業については3年を限度とし、年度ごとに限度額（交付割合）が変わる
(2) 障がい者への活動	障がいを持つ持たないに関わらず、お互いに理解し合い、共に生きていく基盤を作り出していくための集いやコンサート、キャンプ等の開催に必要なチラシ等の印刷費、会場・車両借上料等の経費	
(3) 子どもへの活動	子どもたちの豊かな人格形成を図るための伝統文化継承、絵本等の読み聞かせ等の活動、その他教育等の活動に必要なチラシ等の印刷費、図書購入費、消耗品費等の経費	
(4) 学習、研修活動	ボランティア活動等に必要な知識や技術を、地域住民に広げるための講習会等に必要なチラシ等の印刷費、講師謝金等の経費	
(5) 地域文化活動	より多くの住民に福祉活動への参加を促すために、地域住民がふれあい、交流する場をつくるために必要なチラシ等の印刷費、講師謝金、会場借上料等の経費	
(6) 環境問題に関する活動	環境問題の啓発および啓発手段の原案づくり、住民への啓蒙活動等に必要な材料費、印刷費等の経費	
(7) その他	会長が特に必要と認める事業に必要な経費	